平成２７年（フ）第３号
長野県松本市筑摩１丁目２番38号　Ｌｉｍｐｉａひがし205号
債務者　澁田見まり
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２０４５号
名古屋市港区春田野１丁目1309番地の１　ＬＵＧＡＲ　Ｃ棟
債務者　小林アントニオこと小林アントニオホムロこと　ＫＯＢＡＹＡＳＨＩ　ＡＮＴＯＮＩＯ　ＲＯＭＵＬＯ
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１４号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町11番３―306号
債務者　福田　孝子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２２号
鳥取県米子市河岡540番地１レジデンス河岡102号、前住所鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢601番地８
債務者　都守　利明
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１６７号
山口県下関市熊野町２丁目13―46　リバティハイツⅢ201、住民票上の住所山口県下関市武久町１丁目14番27号
債務者　竹中幸子こと　林　　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１号
山口県下関市梶栗町５丁目４番６号、前住所茨城県水戸市元吉田町2542番地の１、前々住所千葉市花見川区千種町365番地11
債務者　出口千賀子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２号
山口県下関市豊浦町大字黒井97番地50　ほっとホーム一歩社、前住所山口県下関市汐入町８番５号
債務者　馬庭　雅美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
愛媛県今治市桜井４丁目６番16号　桜井浜第２団地Ｂ２―506号
債務者　曽我部弘子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第１９号
福岡県遠賀郡遠賀町田園１丁目10番18号
債務者　門脇しのぶ
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４２７号
鹿児島県鹿児島市南林寺町21番８号
債務者　髙倉　美羽
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４３１号
鹿児島県鹿児島市川田町1670番地１ガーデンヒルズこいやま２棟14号
債務者　有吉　咲樹
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番41―52号
債務者　濱口　敦子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
富山市大泉中町２番３―202号　石黒マンション
債務者　遠藤美恵子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２号
広島県福山市東町３丁目５番19号
債務者　木村　泰子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第９号
北九州市八幡東区大平町１番14号
債務者　末益　理加
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５３５号
千葉県松戸市松戸742番地の４　こじまマンション101号
債務者　大山壽美子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６００号
千葉県我孫子市布佐3395番地の10　202号グランドメゾン和田
債務者　本村　公利
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部